

介護サービス事業者の業務管理体制整備について

1 概要

介護保険法第 115 条の 32 により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があります。

令和 3 年度より中核市については届出先が市の介護保険担当課になりました。

○ 事業者が整備する業務管理体制

事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制整備の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（以下「法令遵守責任者」といいます。）の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
		業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」といいます。）の整備	法令遵守規程の整備
			業務執行の状況の監査を定期的実施

注) 「事業所等の数」について

介護予防及び介護予防支援事業所を含みますが、みなし事業所（※）は除きます。

※ みなし事業所……病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

2 届出が必要となる事由

(1) 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（様式第 1 号）

⇒事業者（法人）として、初めて事業所を立ち上げ、介護サービスを開始する場合

(2) 事業所等の指定等により事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合（様式第 1 号）

※下記「○ 届出書の提出先及び提出部数」参照

(3) 届出事項に変更があった場合（様式第2号）

⇒法令順守責任者の変更があった場合、法人が廃止となる場合等

○ 届出書の提出先及び提出部数

区 分	提 出 先	提出部数
1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者		
(1)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	1部
(2)事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 (主たる事務所が本県内に所在する場合は <u>長野県健康福祉部介護支援課</u>)	1部
2 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く	<u>中核市の長</u>	1部
3 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長	1部
4 1、2及び3以外の事業者		
(1) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県内にある介護サービス事業者	長野県知事 (主たる事務所の所在地を管轄する保健福祉事務所)	2部
(2) 県内に事業所を有し、主たる事務所の所在地が県外にある介護サービス事業者	長野県知事 (<u>健康福祉部介護支援課</u>)	1部

介護サービス情報の公表制度について

1 趣旨

この制度は、介護サービスの利用者・家族が、公表されたサービス事業者の情報を比較検討し、適切な事業者を評価・選択すること及び事業所の努力を適切に評価され選択されることへの支援を目的としています。

対象事業者には、サービス内容や運営状況など、利用者の選択に資する情報を公開することが義務づけられています。

2 概要

(1) 報告・公表

ア 指定情報公表センター（社会福祉法人長野県社会福祉協議会 以下「公表センター」という。）は、随時対象となる事業所へ報告に必要なID、パスワードを記載した通知を送付

イ 事業所は、送付された通知に従い期日までに報告

ウ 公表センターは、報告された内容を審査し、国の公表システムで公開

○ 報告（公表）対象事業所 別紙1参照

○ 公表内容 基本情報・・・事業所に関する基本事項
（名称、所在地、従業員の状況等）
運営情報・・・事業所運営に関する事項
（サービス提供マニュアル、従業員への研修・教育体制、苦情処理等）

○ 平成27年7月から、上記の公表内容に加え、事業所の基本情報として、従業員の資質向上に向けた取組（従業員の教育訓練のための制度や研修等）の公表が可能となっています。
また、任意で事業所の勤務時間や賃金体系、福利厚生の状況等も公表できますので、介護人材確保の方策の一環として、積極的な活用をお願いします。

(2) 調査

新規事業所を中心に県が必要に応じ調査を実施

3 未報告事業者への対応

期限までに介護サービス情報の報告を行わない事業者については、事業所名等を公表することがあります。

【参考】

介護サービス情報の未報告、虚偽報告及び調査拒否等があった場合、知事は、報告を行うことや、内容の是正などの改善命令ができる。

この命令に従わない場合は、指定（許可）の取消し、指定（許可）の効力を停止することができる。（介護保険法115条の35）

報告対象事業所は、必ず報告をお願いします。

調査票グループ	No.	コード	サービス名称	一体報告	区分
1	1	110	訪問介護		○
	2	710	夜間対応型訪問介護		○
	3	760	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○
2	4	120	訪問入浴介護	※	○
	5	620	介護予防訪問入浴介護		○
3	6	130	訪問看護	※	○
	7	630	介護予防訪問看護		○
	8	770	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)		○
4	9	140	訪問リハビリテーション	※	○
	10	640	介護予防訪問リハビリテーション		○
5	11	170	福祉用具貸与	※	○
	12	670	介護予防福祉用具貸与		○
	13	410	特定福祉用具販売	※	○
	14	440	特定介護予防福祉用具販売		○
6	15	150	通所介護		○
	16	780	地域密着型通所介護		○
	17	720	認知症対応型通所介護	※	○
	18	740	介護予防認知症対応型通所介護		○
	19	155	療養通所介護		○
7	20	730	小規模多機能型居宅介護	※	○
	21	750	介護予防小規模多機能型居宅介護		○
8	22	160	通所リハビリテーション	※	○
	23	660	介護予防通所リハビリテーション		○
9	24	320	認知症対応型共同生活介護	※	○
	25	370	介護予防認知症対応型共同生活介護		○
10	26	331	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	27	351	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	28	361	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
	29	335	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	※	●
	30	355	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)		●
11	31	332	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	32	352	介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	33	362	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
	34	336	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	※	●
	35	356	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)		●
12	36	334	特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	37	354	介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	38	364	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
	39	337	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)	※	●
	40	357	外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホームサービス付高齢者向け住宅)		●
13	41	510	介護老人福祉施設		●
	42	210	短期入所生活介護	※	●
	43	240	介護予防短期入所生活介護		●
	44	540	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		●
14	45	520	介護老人保健施設		●
	46	220	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	※	●
	47	250	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)		●
15	48	530	介護療養型医療施設		●
	49	230	短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	※	●
	50	260	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)		●
16	51	430	居宅介護支援		○
17	52	550	介護医療院		●
	53	551	短期入所療養介護(介護医療院)	※	●
	54	552	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)		●

一体報告※印について…主サービス報告時に一体的に介護予防サービスも報告可能なもの。

令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新手続きについて

研修修了後に忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。更新手続き期間内に介護支援課に申請書が届かない場合は原則として更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

※ また、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行っていた場合は登録の消除となる場合があります。

更新申請受付期間

更新申請受付期間
有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで
〔例：令和6年4月10日が有効期間満了日の場合は、 令和6年2月11日～令和6年3月10日までが提出期間です。〕
<u>※ただし、令和6年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、3月に満了する方は、令和5年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、御協力をお願いします。</u>

下記の「更新申請の手続きについて」をご確認いただき、健康福祉部介護支援課へ受付期間内に申請書類を簡易書留で提出してください。

原則として、上記期間内に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合及びその他の事由により更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。

専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。

有効期間が更新された新しい介護支援専門員証は、有効期間の満了日までに、現住所に郵送する予定です。

(必ず手元に介護支援専門員証の写しを保管して置いてください。)

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月 11 日～前月の 10 日まで

有効期間満了日	更新申請期間
令和5年8月1日 ～ 令和5年8月31日	令和5年6月11日 ～ 令和5年7月10日
令和5年9月1日 ～ 令和5年9月30日	令和5年7月11日 ～ 令和5年8月10日
令和5年10月1日 ～ 令和5年10月31日	令和5年8月11日 ～ 令和5年9月10日
令和5年11月1日 ～ 令和5年11月30日	令和5年9月11日 ～ 令和5年10月10日
令和5年12月1日 ～ 令和5年12月31日	令和5年10月11日 ～ 令和5年11月10日
令和6年1月1日 ～ 令和6年1月31日	令和5年11月11日 ～ 令和5年12月10日
令和6年2月1日 ～ 令和6年2月28日	令和5年12月11日 ～ 令和6年1月10日
令和6年3月1日 ～ 令和6年3月31日	令和5年12月1日 ～ 令和6年2月10日 ※申請予定者多数のため、令和5年12月から受付を開始します。可能な限りお早めに申請していただきますよう、ご協力をお願いします。
令和6年4月1日 ～ 令和6年4月30日	令和6年2月11日 ～ 令和6年3月10日
令和6年5月1日 ～ 令和6年5月31日	令和6年3月11日 ～ 令和6年4月10日
令和6年6月1日 ～ 令和6年6月30日	令和6年4月11日 ～ 令和6年5月10日
令和6年7月1日 ～ 令和6年7月31日	令和6年5月11日 ～ 令和6年6月10日
令和6年8月1日 ～ 令和6年8月31日	令和6年6月11日 ～ 令和6年7月10日
令和6年9月1日 ～ 令和6年9月30日	令和6年7月11日 ～ 令和6年8月10日

更新研修を受講せず、更新をしない場合の手続きについて

現在お持ちの介護支援専門員証は失効します。失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

更新研修を受講せず更新申請をしない場合は、下記の書類を有効期間満了後 10 日以内に介護支援課あてに郵送してください。

- 1 介護支援専門員証返納について(参考様式)
- 2 介護支援専門員証の原本

提出前に必ず確認！

更新申請の手続きについて

☆下記の書類を健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当あてに **簡易書留** で郵送してください。

☆提出書類は**角2封筒に入れ**、封筒の表面に「**介護支援専門員更新申請**」と**朱書き**してください。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700円分	収入印紙と間違えないようご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の 原本	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものご用意ください。 ※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の 写し	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)</u> 、 <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。

＜住所、氏名に変更がある場合のみ＞						
	不要	○	○	○	(様式第5号)介護支援専門員資格登録簿登録事項変更届出書兼書換交付申請書	更新申請書と同時に申請できます。 その場合、書換交付に係る収入証紙 1700 円分と写真 2 枚の添付は不要です。 (更新申請書には収入証紙 2700 円分と写真 2 枚が必要です。)
	不要	○	不要	○	住民票	コピー不可
	不要	不要	○	○	戸籍抄本	コピー不可

(注)更新手続き中は介護支援専門員証が手元がない状態になりますので、新しい証が届くまでの間、更新申請前の介護支援専門員証の写しを各自で保管してください。

☆ 申請様式については、県のホームページに掲載します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

介護支援専門員証の更新申請等の提出先及び問い合わせ先

長野県健康福祉部介護支援課サービス係 介護支援専門員登録担当

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

電話:026-235-7121 FAX:026-235-7394

ホームページ:<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

※ 提出書類は角2封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

※ 介護支援専門員の登録事項の変更(氏名、住所)、介護支援専門員証の紛失の際の再交付、介護支援専門員の(他の都道府県への移転)登録移転については、健康福祉部介護支援課へお問い合わせ下さい。

更新についての個別通知は行いませんので、各自でご確認いただくようお願いします。

令和5年10月1日～令和6年9月30日の間に
介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える皆様へ

介護支援専門員更新研修について

介護支援専門員とは介護支援専門員証の交付を受けている方をいいます。

介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎると、**介護支援専門員として業務に従事することはできません。**(介護支援専門員であることをもって従事する居宅介護支援事業所の管理者や生活相談員、認定調査員等の業務もできません。)

また、研修を受講しても新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務を行った場合は、登録の削除となる場合があります。

介護支援専門員証の有効期間は5年です。

交付された介護支援専門員証に有効期間満了日が記載されます。

介護支援専門員証の更新のためには、更新研修を修了しなければなりません。

有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある更新研修を受講する必要があります。

有効期間を更新するためには一定の研修を修了した上で、更新申請を行う必要があります。介護支援専門員としての実務経験の有無によって、受講する研修が異なります。有効期間満了日以降も介護支援専門員の実務に従事される方は必ず更新研修を受講してください。

<有効期間満了日後、介護支援専門員の資格に基づいて従事する予定のない方>

更新せずに有効期間を過ぎると介護支援専門員証は失効しますが、介護支援専門員の登録はされたままです。有効期間が過ぎた後であっても、実務に就こうとする前に再研修(54時間以上)を受講すれば、介護支援専門員証の交付を受けて、従事することが可能です。なお、失効した介護支援専門員証は県に返納しなければなりません。

受講すべき研修は？

① 介護支援専門員として現在実務に従事している方で初回更新の場合

- 介護支援専門員更新研修(実務経験者) 又は
介護支援専門員専門研修Ⅰ(研修時間 56 時間以上)及び介護支援専門員専門研修Ⅱ(研修時間 32 時間以上)を受講してください。

※ 専門研修Ⅰのみを修了しただけでは、更新できません。専門研修Ⅱを受講できない場合は、更新研修において未履修部分の課程(32時間)を受講して下さい。

② 介護支援専門員証の更新が2回目以降の場合

- 更新研修(実務経験者)【2回目以降更新者】を受講してください。

※介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合、当該更新研修をもって介護支援専門員証の更新申請を行うことが可能です。

③ 介護支援専門員の実務に従事した経験が全くない方

- 介護支援専門員更新研修(実務未経験者) (54 時間以上) を受講してください。

注意

**研修の日程等に関して個別通知は行いませんので、
研修の受講を希望する場合は、長野県社会福祉協議会へお問合せ下さい。**

(注) 有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に研修修了日がある研修を修了してください。

長野県内の介護支援専門員の研修に関するお問合せ・申込先

長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野市若里7-1-7

電話:026-226-2000 FAX:026-227-0137

ホームページ: <http://nsyakyo.or.jp/>

【 注意喚起 】

介護支援専門員証を更新する方は、更新手続きを忘れずに！

～介護インフォメーション' 19 Vol. 9 (R1.12.20 発行) から抜粋～

介護支援課サービス係

介護支援専門員証の有効期間及び更新については、介護保険法第 69 条の 8 及び同法施行規則第 113 条の 26 に定められています。

有効期間満了後、更新手続きを行わず、新しい介護支援専門員証の交付を受けずに介護支援専門員として業務に従事し、情状が特に重い場合は、登録の消除となり、介護支援専門員として業務に従事することができなくなりますので、改めて有効期間を確認いただき、必ず介護支援専門員証の更新手続きを行うようお願いいたします。

なお、介護支援専門員証を更新するには、所定の研修を受講するのみでは、更新手続きを行ったことになりません。特に主任介護支援専門員の更新研修を修了し、その主任更新研修修了証で更新をご希望される方は、主任介護支援専門員の更新研修修了証に記載のある有効期間ではなく、お手持ちの介護支援専門員証の更新時期に合わせて、更新手続きを行うようお願いいたします。

更新申請書の様式及び必要書類の詳細につきましては、長野県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

○掲載先 URL (長野県ホームページ)

※「トップページ」→「組織案内」→「健康福祉部」→「介護支援課」→

「介護支援専門員に関するお知らせ」→

「介護支援専門員の登録、介護支援専門員証交付に関する手続きについて」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/index.html>

【問合せ先】 長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係

電話：026-235-7121 (直通)

FAX：026-235-7394

各都道府県介護保険担当課（室）
各指定都市介護保険担当課（室）
各中核市介護保険担当課（室）御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を
改正する省令の公布等について（通知）

計5枚（本紙を除く）

Vol. 843

令和2年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-3595-2889（内線 3936、3979）
FAX：03-3503-7894

老振発 0605 第 2 号
令和 2 年 6 月 5 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

平成 30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）を改正し、平成 30 年 4 月 1 日より、居宅介護支援事業所における管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更した。その際、令和 3 年 3 月 31 日までは、その適用を猶予するとの経過措置を設けた。

その後、社会保障審議会介護給付費分科会において、居宅介護支援事業所の人材確保の状況に関する議論が行われ、令和元年 12 月 17 日に「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」がとりまとめられた。この審議報告を受けて、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところである。

改正省令の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

記

第一 改正の趣旨

平成 30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、所要の改正を行う。

第二 改正の内容

1 管理者要件（改正省令第1条）

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（別添）を保険者に届出た場合
なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。
（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり
 - ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
 - ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

2 管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

第三 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

別添

管理者確保のための計画書

事業所等情報

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ	
	名称	
事業所等の名称	フリガナ	
	名称	

1. 主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

--

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 1.の理由が解消される見込み

※ 解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期を可能な限り具体的に記載すること。

--

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

※ 当該様式及び項目は、不測の事態に係る理由等の適切な届出等を担保すべく標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を禁止する趣旨のものではない。

参照条文

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

改正後	現行
<p>(管理者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第 36 号）第 40 条の 66 第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第 36 号）第 40 条の 66 第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）

改正後	現行
<p>附 則</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>第三条 <u>令和九年三月三十一日</u>までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第 36</p>	<p>附 則</p> <p>(管理者に係る経過措置)</p> <p>第三条 <u>平成三十三年三月三十一日</u>までの間は、第二条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準第三条第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省</p>

号) 第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。

2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第二条」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。))を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。

令第三十六号) 第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。

(新設)